

令和3年度

都城市基金運用状況審査意見書

都城市監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 5 項の規定により、令和 3 年度都城市各基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり、意見を付する。

令和 4 年 8 月 9 日

都城市監査委員 新井 克美

都城市監査委員 上之園 誠

都城市監査委員 別府 英樹

令和3年度 都城市基金運用状況審査意見

第1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第241条第5項に基づく基金の運用状況審査

第2 審査の対象

令和3年度における審査の対象は、次のとおりである。

- ① 令和3年度 都城市物品調達基金
- ② 同 都城市土地開発基金
- ③ 同 都城市奨学資金貸付基金

第3 審査の期間

令和4年7月8日から同年8月9日まで

第4 審査の主眼及び方法

審査に付された各基金運用状況報告書及び関係書類について、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に基づき、審査した。

審査に当たっては、①運用状況報告書が自治法その他関係法令に則して作成されているか、②基金の運用状況に関する計数は正確か、③基金は設置目的に沿って有効に運用されているかなどに主眼を置き、各基金運用状況報告書と関係帳簿及び証書類との照合・確認を行うとともに、必要に応じて関係職員の説明及び関係資料の提出を求めるなどの方法により、実施した。

第5 審査の結果

審査に付された各基金運用状況報告書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も関係帳簿と照合した結果、いずれも基金の額と符合し正確であると認められた。

現在の基金の運用については、合理的な説明を受けることができなかった。

第6 審査意見

1 物品調達基金

(1) 本基金の現状

物品調達基金は、物品の集中調達を実施することにより、物品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に、自治法第241条第1項の規定に基づき設置されたもの（都城市物品調達基金条例（平成18年条例第71号）第1条）で、基金の額は、2,000万円である（同条例第2条）。

本年度末現在高は、預金26,093,903円及び物品396,160円（合計26,490,063円）となっており、基金残高26,490,063円と基金の定額20,000,000円との差額は、6,490,063円である。

(2) 本基金の問題点

本基金における物品の取扱額内訳によると、各課に共通する「物品」（消耗品等）の占める割合が11.9%、複合機の管理に必要な「チャージ料」等の取扱いが88.1%となっており、その取扱額の大半を「チャージ料」が占めている。

このことから、監査委員は、令和元年度以降、本基金の設置目的に沿った運用と言えるのか、との疑問を呈してきた。

物品調達方法の実態を調査した結果は「文具・消耗器材費の執行状況」のとおりである。本基金を利用している割合（金額ベース）は本庁舎が4.3%、総合支所等1.5%、学校0%に過ぎないことからすれば、本基金の存在意義が失われていると評価せざるを得ない。物品の流通・供給体制が整備された今日において本基金の運用を継続することに意義があるのか、甚だ疑問である。

以上のことからすれば、行財政改革が叫ばれている中、本基金を速やかに廃止すべきである。

物品調達基金運用状況

(単位:円)

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	25,883,461	22,220,436	22,009,994	26,093,903
物 品	323,394	15,803,139	15,730,373	396,160
合 計	26,206,855	38,023,575	37,740,367	26,490,063

備考 本年度末現在高は、令和4年3月31日時点の数値である（出納整理期間における増減は反映していない）。

文具・消耗器材費の執行状況

(単位:円)

区 分	令和3年度支出額 ※1	基金利用額 B	基金利用割合 B/A
	A		
本 庁 舎	49,177,094	2,119,829	4.3%
総合支所等 ※2	7,418,772	111,560	1.5%
学 校	81,112,374	0	0.0%
合 計	137,708,240	2,231,389	1.6%

※1 文具・消耗器材費は、予算科目「10-01-003」（節10、細節01、細々節003）を抽出したもの。

ただし、「10-01-003」で執行された「チャージ料」は除いた。

※2 総合支所等は、総合支所、地区市民センター、その他の庁舎又は施設をいう。

2 土地開発基金

(1) 本基金の現状

本基金は、市が公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に、自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたもので（都城市土地開発基金条例（平成 18 年条例第 81 号）第 1 条）、基金の額は、17 億 4,109 万 7,000 円である（同条例第 2 条第 1 項）。

本年度末現在高は、預金 1,279,839,251 円及び貸付金 461,257,749 円で、基金運用上生じた預金利子 208,036 円については、一般会計（基金運用収入）に収納されている。

(2) 本基金の問題点

本基金は、定額の資金を運用するための基金である（自治法第 241 条第 1 項）。本基金は、前述のとおり、土地をあらかじめ取得するための基金である。しかし、過去 10 年の基準地価をみると図 1 のとおり下落傾向にあり、基金を利用して土地をあらかじめ取得する（都城市土地開発基金管理規則（平成 18 年規則第 70 号）第 6 条参照）というメリットはない。

土地の取得について過去 10 年間の推移をみると図 2 のとおりであり、平成 26 年度に取得した（22,876,639 円）以外は運用していない。

また、基金の運用（上記条例第 3 条）としての土地開発公社への貸付（上記規則第 4 条第 2 項）について過去 10 年間の推移をみると図 2 のとおりであり、平成 28 年度以降変動はない。

以上のとおり、本基金は、長期間その設置目的に沿った運用は行われていない。

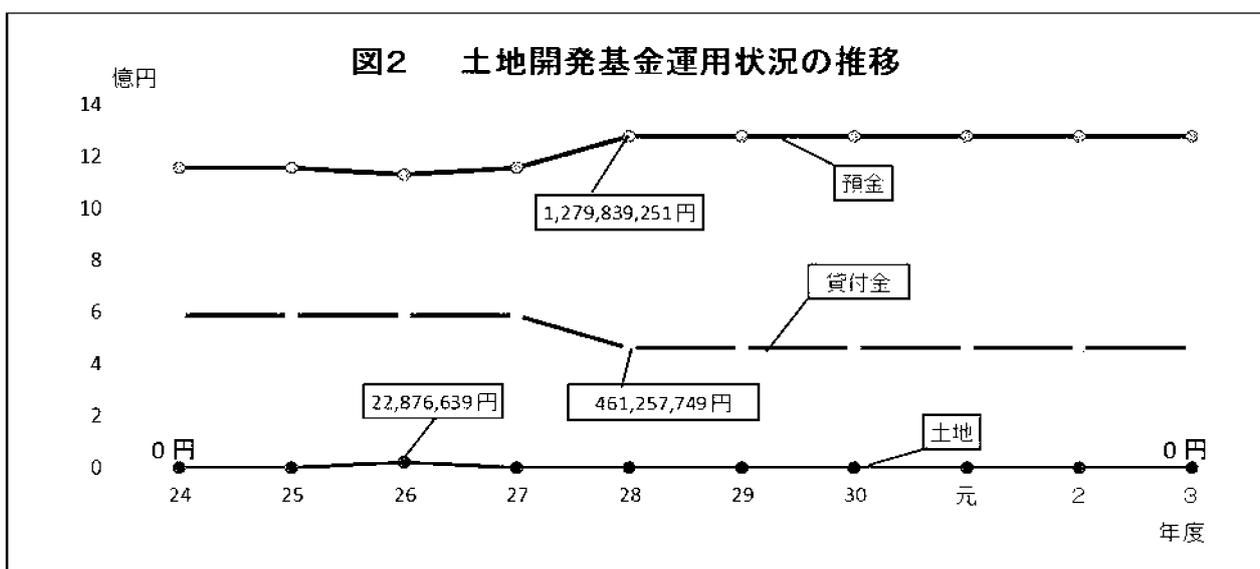
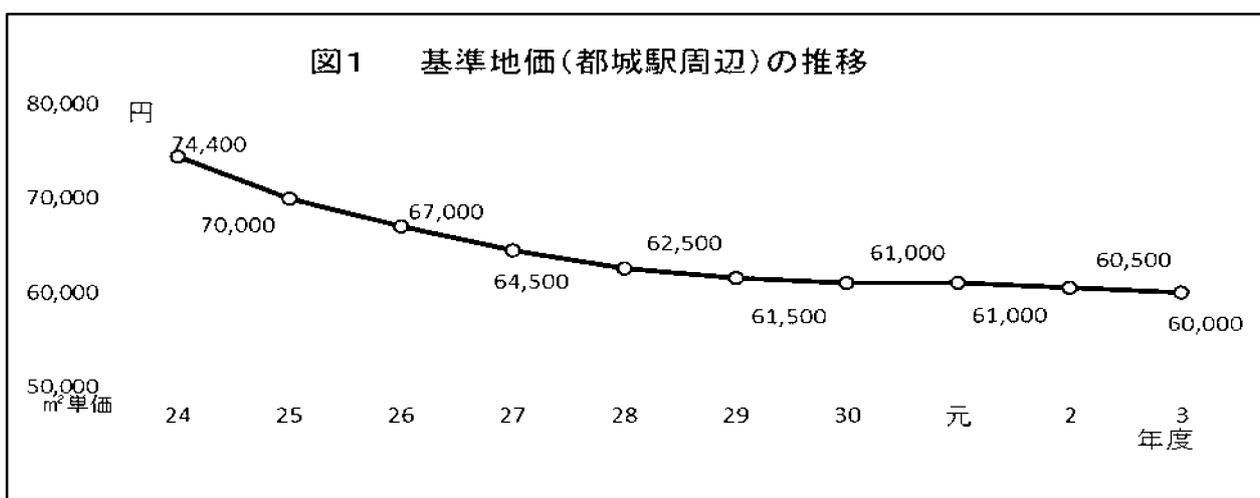
監査委員は、これまで、厳しい財政状況の中、13 億円弱を保有し続けていることに疑問を呈し続けてきた。

本基金については、土地の先行取得需要の今後の動向を踏まえ、廃止を含めた、抜本的な検討が必要である。

土地開発基金運用状況

(単位:円)

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	1,279,839,251	208,036	208,036	1,279,839,251
土 地	0	0	0	0
貸 付 金	461,257,749	0	0	461,257,749
合 計	1,741,097,000	208,036	208,036	1,741,097,000



3 奨学資金貸付基金

(1) 本基金の現状

本基金は、都城市奨学金条例（平成 18 年条例第 304 号）により、高等学校生及び高等専門学校生に貸与する奨学金に充てることを目的に、自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたもので（都城市奨学資金貸付基金条例（平成 18 年条例第 305 号）第 1 条）、基金の額は、9,891 万 8,426 円である（同条例第 2 条第 3 項）。

本年度末現在高は、預金 94,713,426 円及び貸付金 4,205,000 円（合計 98,918,426 円）で、本年度の新規貸付金は 360,000 円（3 人）、償還額は 1,740,000 円（31 人）となっている。

本基金の本年度末の貸付割合（貸付金年度末現在高÷基金年度末現在高）は、僅か 4.3%となっており、また、基金の利用状況（貸付割合）は 10 年前（平成 24 年度）の約 6 分の 1 まで減少している（図参照）。

(2) 本基金の問題点

本基金は、その原資（旧高城町すこやか奨学資金貸付基金条例（平成 9 年高城町条例第 6 号）、旧山田町奨学資金貸与基金条例（平成 17 年山田町条例第 4 号）及び旧高崎町奨学資金貸付基金条例（昭和 50 年高崎町条例第 18 号の各基金））の多くが奨学資金として寄附を受けたものであることに加え、国による高等学校等就学支援金制度（高等学校等の授業料支援）の導入により、高等学校等の授業料は実質、無償化となっている。このようなことから、監査委員は、寄附者の意思を踏まえて、条例改正を含め、基金の抜本的な活用方策について早急に検討する必要がある旨を述べてきたところである。

このような中で、公益財団法人都城育英会は、同育英会が実施している従前の貸付事業に加えて、本市及び三股町と協議の結果、新たな就学等支援制度として「都城三股みらい応援奨学金」を創設し、令和 4 年度から運用を開始した。

以上のことからすると、本基金については、現在においてはその設立目的は失われたものと解されることから、これを廃止し、その資金は寄附者の意思を踏まえた有効活用を図ることが必要である。

奨学資金貸付基金運用状況

(単位:円)

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	93,325,426	1,748,000	360,000	94,713,426
貸 付 金	5,585,000	360,000	1,740,000	4,205,000
合 計	98,910,426	2,108,000	2,100,000	98,918,426

